

研修資料「体罰事例シート」の活用について

1 ねらい、構成

- これらの研修資料は、全国の事例を参考に作成したもので、「体罰のない学校づくり」に向けて、教職員の意識を高め、体罰及び暴言等の不適切な指導を未然に防止することを目的としています。
- 教職員がグループ等で話し合うことにより、体罰防止に必要な互いに相談しやすい雰囲気や一体感を醸成し、組織的な対応力が高まることもめざしています。
- 校内研修等の進め方の参考になるよう、それぞれに「進行役用資料」を添付しています。

2 進行

(1) 進行（※各事例シートに添付してある別紙「進行役用資料」参照）

- 進行は教頭等が行います。
- おおまかな進行については、以下の進行例を参考にしてください。

【進行例】

- ① 5人程度のグループをあらかじめ決めておく。
- ② 事例シート配付後、進行役が「進行役用資料」の「1 導入」を確認する。
- ③ 進行役が事案を読む。
- ④ 設問について、各自で考え、記入後にグループで協議する。（必要に応じて、グループ内の司会をあらかじめ決めておく。）
- ⑤ 設問についての意見等を発表する。（2～3グループ程度）
- ⑥ 振り返りとして、各事例シートの「グループによる協議例」及び別紙「体罰に関する法令、参考資料等」を配付するなどして、重要事項等を確認する。

(2) 時間配分

- 次の例を参考に、学校の実情にあわせて時間を設定してください。（※例は40分で実施する場合の時間配分を示しています。）

(例)

導入	ねらいの確認	5分				
展開	事例シートの記入	10分	協議	10分	発表	5分
まとめ	振り返り	10分				

3 備考

- 資料は、【部活動】、【授業】、【生徒指導等】の3つの場面について、発達段階に応じて、それぞれ「小学校用」と「中学校・高等学校用」を作成しています。（※【部活動】は中学校・高等学校用のみ）
- 事例の設定等をアレンジするなど、学校の実態等に合わせて演習を行うと、より効果的な演習となります。
- 研修をさらに深める方法として、研修終了後に、過去の困難な事例や各学校での関連事例について、学年会等で話し合うことなども考えられます。

事例1 「部活動における体罰」(中学校・高等学校)

※以下の進行手順や内容等は、各学校の研修時間等に応じて、調整してください。

1 導入 (※以下は進行役の導入例)

- 昨年度の体罰調査の結果によると、中学校及び高等学校では、部活動における体罰が最も多く発生しています。
- 本日は、部活動における体罰事例を資料として、部活動の場面で起こりうる体罰の要因、適切な指導方法、教職員の協力体制等について研修を行います。
- 「どのような理由でも体罰は許されないこと」や「体罰のない学校づくりに必要な組織体制」を意識して研修に取り組みましょう。
- はじめに、事例について各先生でお考えいただき、続いて各グループで話し合い、最後に、いくつかのグループから話し合いの内容を発表していただきます。

【留意点】

- 体罰のない学校づくりへ向けて、教職員の意識を高め、体罰及び暴言等の不適切な指導を未然に防止することをねらいとしています。
- 研修では、積極的な協議により、よりよい指導を考えていくことが大切です。進行役は話し合いが活発に行われるように支援してください。

2 展開

- (1) 事例読み上げ (進行役)
- (2) 各自が設問について考え、記入
- (3) グループ内の協議
- (4) グループの意見等を発表 (2～3グループ)
- (5) 振り返り ※以下の【重要】、【参考】及び別紙資料「体罰に関する法令、参考資料等」参照

【重要】

- 体罰のない学校づくりには、以下の点が必要であることを確認する。
 - ・体罰は、どんな場面でも、いかなる理由でも許されないことを教職員一人ひとりが認識すること
 - ・職場全体の協力体制と教員相互に相談できる体制づくりが重要であること
 - ・万一、体罰を行ったり、体罰の発生を確認した場合、管理職等に速やかに報告するなど、適切な対応をとること

【参考】

- 部活動における体罰が発生しやすい要因として、以下のようなことが考えられます。
(体罰の実態把握に係る緊急連絡会議 [H25. 10. 3: 文科省] 資料より)
 - ・体罰に係る顧問の誤った認識 (体罰は部の団結力や部員の精神力を高めるために必要、体罰は部員の技術力向上に効果的、など)
 - ・勝敗等、成果を性急に求める考え方 (周囲からの期待によるプレッシャー等)
 - ・保護者や周囲の体罰を容認する意見等
 - ・部活動への思い入れが強く、試合結果により顧問が感情的になること
 - ・部員のプレーが顧問の期待とかけ離れてしまうこと
 - ・指導環境の変化 (新しい学校への異動、同一校内での担当部活動の変更等)
- 日頃からの定期的なアンケートや教育相談の実施、チェックリスト (「体罰の根絶に向けて (県教委)」 p11) による指導の確認等も体罰の防止や把握に効果的です。

事例1 「部活動における体罰」(中学校・高等学校)

今年度着任したA教諭は、これまで指導経験のない部活動を担当することになったが、休みの日も練習するなど、熱心に指導していた。

着任して数週間が経過した頃、部長である生徒Bは、練習中にA教諭に聞こえるように練習内容や指導方針に不満を漏らしたり、練習に集中して取り組まないような態度を見せたりするようになった。さらに、生徒Bに同調する部員も増え、部全体の雰囲気は徐々に悪くなっていった。

A教諭は指導方法や部員との人間関係づくりに悩み、ストレスを感じていたが、着任したばかりで相談できる同僚がいなかった。

ある日の練習中、A教諭が指示した練習に生徒Bが取り組まなかったため、A教諭は厳しく口頭で指導した。それに対して、生徒Bは不満そうな態度で、「帰ります。」と告げ、帰ろうとした。そこで、A教諭は生徒Bの腕をつかみ、ひき戻そうとしたところ、生徒Bはその場に倒れた。倒れた生徒BがA教諭をにらみつけてきたため、A教諭は「いかげんにしろ。」と声を荒げ、生徒Bの足を蹴った。

[全国の事例を参考に作成]

1 A教諭が体罰を行った要因として、どのようなことが考えられますか。

--

2 この事例の場合、体罰によらない適切な指導として、どのような指導を行うべきであったと考えられますか。

〈体罰を行う以前の日常的な指導〉

--

〈体罰を行った場面の指導〉

--

3 この事例のような体罰を防止するために、学校の取組や組織的な対応という視点で、どのような取組が考えられますか。

--

事例1 「部活動における体罰」 グループ協議例

今年度着任したA教諭は、これまで指導経験のない部活動を担当することになったが、休みの日も練習するなど、熱心に指導していた。

着任して数週間が経過した頃、部長である生徒Bは、練習中にA教諭に聞こえるように練習内容や指導方針に不満を漏らしたり、練習に集中して取り組まないような態度を見せたりするようになった。さらに、生徒Bに同調する部員も増え、部全体の雰囲気は徐々に悪くなっていった。

A教諭は指導方法や部員との人間関係づくりに悩み、ストレスを感じていたが、着任したばかりで相談できる同僚がいなかった。

ある日の練習中、A教諭が指示した練習に生徒Bが取り組まなかったため、A教諭は厳しく口頭で指導した。それに対して、生徒Bは不満そうな態度で、「帰ります。」と告げ、帰ろうとした。そこで、A教諭は生徒Bの腕をつかみ、ひき戻そうとしたところ、生徒Bはその場に倒れた。倒れた生徒BがA教諭をにらみつけてきたため、A教諭は「いかげんにしろ。」と声を荒げ、生徒Bの足を蹴った。

[全国の事例を参考に作成]

1 A教諭が体罰を行った要因として、どのようなことが考えられますか。

- 新しい職場環境や経験のない部活動指導に加え、部員との人間関係が上手く構築できないことによる悩みやストレスを感じていたこと。
- 指導上の悩みや課題を同僚に相談できず、一人で課題を抱え込んでいたこと。

2 この事例の場合、体罰によらない適切な指導として、どのような指導を行うべきであったと考えられますか。

〈体罰を行う以前の日常的な指導〉

- 副顧問や生徒Bの担任等に相談し、連携した指導や支援を行う。
- ミーティング等により、部の課題や練習計画等について部員と話し合う。

〈体罰を行った場面の指導〉

- 練習態度が良くない生徒Bと別室で面談するなど、生徒Bが抱えている課題を把握し、課題解決に必要な支援をする。

3 この事例のような体罰を防止するために、学校の取組や組織的な対応という視点で、どのような取組が考えられますか。

- 一人で問題を抱え込むことのないよう組織的な体制を整えるとともに、体罰や不適切な指導等に対しては相互に注意、報告し合えるような職場づくりを進める。
- 日頃から、副顧問など複数の教員で指導し、部活動運営の課題等について、適宜、相談や確認をする体制づくりを行う。
- 勤務する学校や担当する業務等が変わった場合、確実に引き継ぎを行うとともに、新しい担当者に対する周囲の声かけやサポートを行う。

事例2 「授業における体罰」(小学校)

※以下の進行手順や内容等は、各学校の研修時間等に応じて、調整してください。

1 導入(※以下は進行役の導入例)

- 昨年度の体罰調査の結果によると、小学校における体罰は、授業中に最も多く発生しています。
- 本日は、授業における体罰事例を資料として、授業の場面で起こりうる体罰の要因、適切な指導方法、教職員の協力体制等について研修を行います。
- 「どのような理由でも体罰は許されないこと」や「体罰のない学校づくりに必要な組織体制」を意識して研修に取り組みましょう。
- はじめに、事例について各先生でお考えいただき、続いて各グループで話し合い、最後に、いくつかのグループから話し合いの内容を発表していただきます。

【留意点】

- 体罰のない学校づくりへ向けて、教職員の意識を高め、体罰及び不適切な指導を未然に防止することをねらいとしています。
- 研修では、積極的な協議により、よりよい指導を考えていくことが大切です。進行役は話し合いが活発に行われるように支援してください。

2 展開

- (1) 事例読み上げ(進行役)
- (2) 各自が設問について考え、記入
- (3) グループ内の協議
- (4) グループの意見等を発表(2~3グループ)
- (5) 振り返り ※以下の【重要】、【参考】及び別紙資料「体罰に関する法令、参考資料等」参照

【重要】

- 体罰のない学校づくりには、以下の点が必要であることを確認する。
 - ・体罰は、どんな場面でも、いかなる理由でも許されないことを教職員一人ひとりが認識すること
 - ・職場全体の協力体制と教員相互に相談できる体制づくりが重要であること
 - ・万一、体罰を行ったり、体罰の発生を確認した場合、管理職等に速やかに報告するなど、適切な対応をとること

【参考】

- 授業中に体罰が発生しやすい要因として、以下のようなことが考えられます。(体罰の実態把握に係る緊急連絡会議〔H25.10.3:文科省〕資料より)
 - ・日々の授業において、教員の指導に効果が見られず、教員が焦りや行き詰まり等を感じているような状況
 - ・教員がくり返し指導しているにもかかわらず、指導したことを児童が実践しない、または、実践できない状況
 - ・教員がくり返し指導したにもかかわらず、児童が指導に従わなかった、または、従う態度が悪かった、というような状況
 - ・教員が一人で指導する状況
 - ・指導環境の変化(新しい学校への異動や担当クラスの変更など、指導する児童の特性や理解力等が、それまで指導した児童と大きく異なるような状況)
 - ・体罰に係る教員の誤った認識(「児童の成長のため」「他の児童に迷惑をかける場合には体罰で指導することもやむを得ない」等)
 - ・教員の誤った認識(「以前はこの指導で上手くいった」「保護者の理解があり、これくらいは大丈夫」「周囲への迷惑を防止したり、児童の成長のためであれば、ある程度は許される」等)
 - ・不十分な児童理解
- 日頃からの定期的なアンケートや教育相談の実施、チェックリスト(「体罰の根絶に向けて(県教委)」p11)による指導の確認等も体罰の防止や把握に効果的です。

事例2 「授業における体罰」(小学校)

C教諭が担任するクラスには、忘れ物をする人が多い上に、落ち着きがない児童Dと児童Eがいた。二人は授業中も集中力が長続きせず、二人でふざけていたり、周囲の児童に声をかけたりするため、クラス全体の雰囲気も日常的に落ち着きのない状況にあった。C教諭は、以前に同じような状況のクラスを担当したとき、落ち着きのない特定の児童を厳しく指導することでクラスが落ち着いたという経験があり、まず、児童Dと児童Eが授業に集中するように指導することでクラスの状況を改善しようと考え、この二人の児童に対して厳しく指導し始めた。

C教諭が年度当初からくり返し指導しているにもかかわらず、5月中旬になっても、児童Dと児童Eに改善は見られず、クラス全体の状況はむしろ悪化していた。また、学校アンケートにも数名の保護者からクラスの状況を心配する記述が見られるようになった。C教諭は指導の効果が表れないことに焦りを感じ始め、児童Dと児童Eを指導する際、「消えろ!」「幼稚園からやりなおせ!」などの不適切な言葉が口をついて出るようになった。

5月下旬には、C教諭の児童Dと児童Eに対する指導が、拳で頭や背中を叩くなど、エスカレートしていったが、他の教員にはこのことを話すことはなかった。

ある日、「自分が忘れ物をしたときに、C教諭から同じように指導されるのではないか」と不安に感じて学校を欠席した児童Fの保護者から学校に連絡があり、C教諭の日常的な行為等が発覚した。

[全国の事例を参考に作成]

1 C教諭が体罰を行った要因として、どのようなことが考えられますか。

2 この事例の場合、体罰によらない適切な指導として、どのような指導を行うべきであったと考えられますか。

3 この事例のような体罰を防止するために、学校の取組や組織的な対応という視点で、どのような取組が考えられますか。

事例2 「授業における体罰」グループ協議例

C教諭が担任するクラスには、忘れ物をする人が多い上に、落ち着きがない児童Dと児童Eがいた。二人は授業中も集中力が長続きせず、二人でふざけていたり、周囲の児童に声をかけたりするため、クラス全体の雰囲気も日常的に落ち着きのない状況にあった。C教諭は、以前に同じような状況のクラスを担当したとき、落ち着きのない特定の児童を厳しく指導することでクラスが落ち着いたという経験があり、まず、児童Dと児童Eが授業に集中するように指導することでクラスの状況を改善しようと考え、この二人の児童に対して厳しく指導し始めた。

C教諭が年度当初からくり返し指導しているにもかかわらず、5月中旬になっても、児童Dと児童Eに改善は見られず、クラス全体の状況はむしろ悪化していた。また、学校アンケートにも数名の保護者からクラスの状況を心配する記述が見られるようになった。C教諭は指導の効果が表れないことに焦りを感じ始め、児童Dと児童Eを指導する際、「消えろ!」「幼稚園からやりなおせ!」などの不適切な言葉が口をついて出るようになった。

5月下旬には、C教諭の児童Dと児童Eに対する指導が、拳で頭や背中を叩くなど、エスカレートしていったが、他の教員にはこのことを話すことはなかった。

ある日、「自分が忘れ物をしたときに、C教諭から同じように指導されるのではないか」と不安に感じて学校を欠席した児童Fの保護者から学校に連絡があり、C教諭の日常的な行為等が発覚した。

[全国の事例を参考に作成]

1 C教諭が体罰を行った要因として、どのようなことが考えられますか。

- 「クラス状況の原因はすべて児童Dと児童Eにある」というようなC教諭の不十分な児童理解
- 各児童の行動の要因や背景等を踏まえ、個に応じて指導する指導力の不足
- C教諭の「(以前の経験等から) 同じ方法で改善されるはず」という認識の誤り
- 児童Dと児童Eに対する指導や学校アンケートで保護者が心配するようなクラス状況など、指導上の悩み等について、他の教員に相談できていなかったこと

2 この事例の場合、体罰によらない適切な指導として、どのような指導を行うべきであったと考えられますか。

- 児童一人ひとりを受容的な態度で共感的に理解するとともに、児童が抱えている課題を把握し、その解決に向けて、適切な支援を行う。
- 指導力の向上を図り、生徒一人ひとりにとってわかりやすい、魅力ある授業づくりに取り組む。
- 指導上の課題について、早期の段階で、管理職や学年主任等に報告・相談し、保護者面談などの必要な対応を組織的に進める。

3 この事例のような体罰を防止するために、学校の取組や組織的な対応という視点で、どのような取組が考えられますか。

- 教員相互の授業参観や校内研修等により指導力の向上を図るとともに、体罰につながりかねない不適切な指導等を防止する。
- 不適切な言葉による指導を含めて、体罰に係る正しい理解や適切な指導等について計画的に校内研修を実施し、教職員の意識と指導力の向上を図る。
- 一人で問題を抱え込むことのない組織的な体制を整えるとともに、不適切な指導等に対しては相互に注意、報告し合えるような職場づくりを進める。

事例3「授業における体罰」（中学校・高等学校）

※以下の進行手順や内容等は、各学校の研修時間等に応じて、調整してください。

1 導入

- 昨年度の体罰調査の結果によると、中学校及び高等学校における体罰のうち、授業における体罰は部活動に次いで多く発生しています。
- 本日は、授業における体罰事例を資料として、授業の場面で起こりうる体罰の要因、適切な指導方法、教職員の協力体制等について研修を行います。
- 「どのような理由でも体罰は許されないこと」や「体罰のない学校づくりに必要な組織体制」を意識して研修に取り組みましょう。
- はじめに、事例について各先生でお考えいただき、続いて各グループで話し合い、最後に、いくつかのグループから話し合いの内容を発表していただきます。

【留意点】

- 体罰のない学校づくりへ向けて、教職員の意識を高め、体罰及び不適切な指導を未然に防止することをねらいとしています。
- 研修では、積極的な協議により、よりよい指導を考えていくことが大切です。進行役は話し合いが活発に行われるように支援してください。

2 展開

- (1) 事例読み上げ（進行役）
- (2) 各自が設問について考え、記入
- (3) グループ内の協議
- (4) グループの意見等を発表（2～3グループ）
- (5) 振り返り ※以下の【重要】、【参考】及び別紙資料「体罰に関する法令、参考資料等」参照

【重要】

- 体罰のない学校づくりには、以下の点が必要であることを確認する。
 - ・体罰は、どんな場面でも、いかなる理由でも許されないことを教職員一人ひとりが認識すること
 - ・職場全体の協力体制と教員相互に相談できる体制づくりが重要であること
 - ・万一、体罰を行ったり、体罰の発生を確認した場合、管理職等に速やかに報告するなど、適切な対応をとること

【参考】

- 授業中に体罰が発生しやすい要因として、以下のようなことが考えられます。
（体罰の実態把握に係る緊急連絡会議〔H25.10.3:文科省〕資料より）
 - ・日々の授業において、教員の指導に効果が見られず、教員が焦りや行き詰まり等を感じているような状況
 - ・教員がくり返し指導しているにもかかわらず、指導したことを生徒が実践しない、または、実践できない状況
 - ・教員がくり返し指導したにもかかわらず、生徒が指導に従わなかった、または、従う態度が悪かった、というような状況
 - ・教員が一人で指導する状況
 - ・指導環境の変化（新しい学校への異動や担当クラスの変更など、指導する生徒の特性や理解力等が、それまで指導した生徒と大きく異なるような状況）
 - ・体罰に係る教員の誤った認識（「生徒の成長のため」「他の生徒に迷惑をかける場合には体罰で指導することもやむを得ない」等）
 - ・教員の誤った認識（「以前はこの指導で上手くいった」「保護者の理解があり、これくらいは大丈夫」「周囲への迷惑を防止したり、生徒の成長のためであれば、ある程度は許される」等）
 - ・不十分な生徒理解
- 日頃からの定期的なアンケートや教育相談の実施、チェックリスト（「体罰の根絶に向けて（県教委）p11）による指導の確認等も体罰の防止や把握に効果的です。

事例3 「授業における体罰」(中学校・高等学校)

ある日、G教諭の授業中、数名の生徒が私語をしたり、お互いに目配せをしたりするなど、ふざけていたため、G教諭はその中心的存在である生徒Hを注意した。生徒Hは「なんで自分だけ注意するのか。」などと不満そうな態度をとったが、その後、私語等をやめたので、それ以上の指導は行わなかった。

授業終了後に、G教諭が生徒Hから話を聞こうとしたところ、生徒Hは「もういい。」と問いかけに応じなかった。

責任感の強いG教諭は自分でなんとか対応しようと考え、同僚には相談しなかった。その後も生徒Hの態度は改善されず、次第に当該クラス全体をコントロールすることが難しくなっていった。当該クラスの担任や学年主任は、G教諭の授業がうまくいっていない雰囲気を感じてはいたが、一生懸命に取り組んでいるG教諭のプライドを傷つけないように気遣い、声をかけていなかった。その後、当該クラスにおける授業の状況はさらに悪化していった。

ある日、授業中にマンガを読んでいた生徒Iを指導したところ、生徒Iが「うるせえな。」とつぶやき、不満そうな態度を見せた。以前は真面目に授業を受けていた生徒Iの反抗的な態度にG教諭はカッとなり、拳骨で生徒Iの頭を強く1回叩いた。

[全国の事例を参考に作成]

1 G教諭が体罰を行った要因として、どのようなことが考えられますか。

2 この事例の場合、体罰によらない適切な指導として、どのような指導を行うべきであったと考えられますか。

〈体罰を行う以前の日常的な指導〉

〈体罰を行った場面の指導〉

3 この事例のような体罰を防止するために、学校の取組や組織的な対応という視点で、どのような取組が考えられますか。

事例3 「授業における体罰」グループ協議例

ある日、G教諭の授業中、数名の生徒が私語をしたり、お互いに目配せをしたりするなど、ふざけていたため、G教諭はその中心的存在である生徒Hを注意した。生徒Hは「なんで自分だけ注意するのか。」などと不満そうな態度をとったが、その後、私語等をやめたので、それ以上の指導は行わなかった。

授業終了後に、G教諭が生徒Hから話を聞こうとしたところ、生徒Hは「もういい。」と問いかけに応じなかった。

責任感の強いG教諭は自分でなんとか対応しようと考え、同僚には相談しなかった。その後も生徒Hの態度は改善されず、次第に当該クラス全体をコントロールすることが難しくなっていた。当該クラスの担任や学年主任は、G教諭の授業がうまくいっていない雰囲気を感じてはいたが、一生懸命に取り組んでいるG教諭のプライドを傷つけないように気遣い、声をかけていなかった。その後、当該クラスにおける授業の状況はさらに悪化していった。

ある日、授業中にマンガを読んでいた生徒Iを指導したところ、生徒Iが「うるせえな。」とつぶやき、不満そうな態度を見せた。以前は真面目に授業を受けていた生徒Iの反抗的な態度にG教諭はカッとなり、拳骨で生徒Iの頭を強く1回叩いた。

〔全国の事例を参考に作成〕

1 G教諭が体罰を行った要因として、どのようなことが考えられますか。

- 授業中に生徒Hのみに指導した場面など、機会を捉えた適切な指導が行われず、徐々に授業規律が乱れていったこと。
- G教諭は指導に行き詰まりを感じていたが、他の教員と相談したり、連携することができていなかったこと。

2 この事例の場合、体罰によらない適切な指導として、どのような指導を行うべきであったと考えられますか。

〈体罰を行う以前の日常的な指導〉

- 授業に対する取組が不十分な生徒に対して、個別の教育相談や他教員との複数による指導など必要な指導を行う。
- 指導力の向上を図り、生徒一人ひとりにとってわかりやすい、魅力ある授業づくりに取り組む。

〈体罰を行った場面の指導〉

- 生徒が教員の指導に対して反抗するなど、相互の緊張が高まるような場合、授業後の個別指導や別室での複数教員による指導など、状況に応じて適切な指導を行う。

3 この事例のような体罰を防止するために、学校の取組や組織的な対応という視点で、どのような取組が考えられますか。

- 教員相互の授業参観や校内研修等により指導力の向上を図るとともに、体罰につながるかねない不適切な指導等を防止する。
- 授業規律に係る指導ルール及び生徒が指導に従わない場合の対応方法等について、教職員の共通理解を図るとともに、必要に応じて、生徒及び保護者に周知する。
- 一人で問題を抱え込むことのない組織的な体制を整えるとともに、不適切な指導等に対しては相互に注意、報告し合えるような職場づくりを進める。

事例4「生徒指導等の場面における体罰」(小学校)

※以下の進行手順や内容等は、各学校の研修時間等に応じて、調整してください。

1 導入

- 昨年度の体罰調査の結果によると、小学校における体罰は、2割程度が休み時間等における指導時に発生しています。
- 本日は、生徒指導等の場面における体罰事例を資料として、生徒指導等の場面で起こりうる体罰の要因、適切な指導方法、教職員の協力体制等について研修を行います。
- 「どのような理由でも体罰は許されないこと」や「体罰のない学校づくりに必要な組織体制」を意識して研修に取り組みましょう。
- はじめに、事例について各先生でお考えいただき、続いて各グループで話し合い、最後に、いくつかのグループから話し合いの内容を発表していただきます。

【留意点】

- 体罰のない学校づくりへ向けて、教職員の意識を高め、体罰及び不適切な指導を未然に防止することをねらいとしています。
- 研修では、積極的な協議により、よりよい指導を考えていくことが大切です。進行役は話し合いが活発に行われるように支援してください。

2 展開

- (1) 事例読み上げ(進行役)
- (2) 各自が設問について考え、記入
- (3) グループ内の協議
- (4) グループの意見等を発表(2~3グループ)
- (5) 振り返り ※以下の【重要】、【参考】及び別紙資料「体罰に関する法令、参考資料等」参照

【重要】

- 体罰のない学校づくりには、以下の点が必要であることを確認する。
 - ・体罰は、どんな場面でも、いかなる理由でも許されないことを教職員一人ひとりが認識すること
 - ・職場全体の協力体制と教員相互に相談できる体制づくりが重要であること
 - ・万一、体罰を行ったり、体罰の発生を確認した場合、管理職等に速やかに報告するなど、適切な対応をとること

【参考】

- 生徒指導等の場面で体罰が発生しやすい要因として、以下のようなことが考えられます。(体罰の実態把握に係る緊急連絡会議 [H25. 10. 3:文科省] 資料より)
 - ・教職員が抱えている日常的感情(指導への行き詰まり、あせり、気負い)
 - ・教職員の瞬間的感情(指導の場面で教員の感情が高まっている状況で、児童の態度(反抗する、不満そうな表情をする、等)により教員がセルフコントロールを失う)
 - ・教員が一人で指導する状況(別室での指導等)
 - ・指導環境の変化(異動により、前任校との指導方法等の変化に対応できない)
 - ・教員の誤った認識(「児童の成長のため」「体罰により児童の行動が改善されたという過去の誤った経験」等)
- 日頃からの定期的なアンケートや教育相談の実施、チェックリスト(「体罰の根絶に向けて(県教委)」p11)による指導の確認等も体罰の防止や把握に効果的です。

事例4 「生徒指導等の場面における体罰」(小学校)

J小学校では、体罰を含めて綱紀保持に係る校内研修が計画的に行われており、K教諭も、日常的な指導において、研修内容等を意識して児童に接していた。

ある日の昼休み、K教諭がグラウンドで児童と一緒にドッジボールをして遊んでいた際、サッカーをして遊んでいた児童Lたちが、サッカーボールの片付けをせずに教室に帰ろうとしているのを見かけた。K教諭が児童Lたちに後片付けをするように声をかけたところ、児童Lは「自分たちは使っていない」などと嘘をついたため、児童Lの頬をつねりながら指導した。

ちょうどその時、学校の前を通りかかったある保護者がある場面を見かけ、そのことを校長に相談したことから、K教諭の指導等について児童に聞き取りを行うと、「掃除の指導時に箒の柄で児童の尻を押す」「ルールを守らない児童を指導する際に頬をつねる」などの行為を日常的にくり返し行っていることが判明した。また、K教諭はそれらの行為を児童が嫌がっているという意識がなかったため、体罰との認識がなかった。その後、K教諭の行為について保護者から学校に問い合わせがあった。

[全国の事例を参考に作成]

- 1 K教諭が体罰を行った要因として、どのようなことが考えられますか。

--

- 2 この事例の場合、体罰によらない適切な指導として、どのような指導を行うべきであったと考えられますか。

〈体罰を行う以前の日常的な指導〉

--

〈体罰を行った場面の指導〉

--

- 3 この事例のような体罰を防止するために、学校の取組や組織的な対応という視点で、どのような取組が考えられますか。

--

事例4 「生徒指導等の場面における体罰」グループ協議例

Ｊ小学校では、体罰を含めて綱紀保持に係る校内研修が計画的に行われており、Ｋ教諭も、日常的な指導において、研修内容等を意識して児童に接していた。

ある日の昼休み、Ｋ教諭がグラウンドで児童と一緒にドッジボールをして遊んでいた際、サッカーをして遊んでいた児童たちが、サッカーボールの片付けをせずに教室に帰ろうとしているのを見かけた。Ｋ教諭が児童たちに後片付けをするように声をかけたところ、児童Ｌは「自分たちは使っていない」などと嘘をついたため、児童Ｌの頬をつねりながら指導した。

ちょうどその時、学校の前を通りかかったある保護者がその場面を見かけ、そのことを校長に相談したことから、Ｋ教諭の指導等について児童に聞き取りを行うと、「掃除の指導時に箒の柄で児童の尻を押す」「ルールを守らない児童を指導する際に頬をつねる」などの行為を日常的にくり返し行っていることが判明した。また、Ｋ教諭はそれらの行為を児童が嫌がっているという意識がなかったため、体罰との認識がなかった。その後、Ｋ教諭の行為について保護者から学校に問い合わせがあった。

〔全国の事例を参考に作成〕

1 K教諭が体罰を行った要因として、どのようなことが考えられますか。

- K教諭の誤った認識（「箒の柄で押す」「頬をつねる」という行為は体罰ではない、自分の指導を児童は嫌がっていない）
- 児童や保護者等の立場を踏まえた指導の視点の欠如（客観的な視点で、指導と見られるか、指導といえるか）

2 この事例の場合、体罰によらない適切な指導として、どのような指導を行うべきであったと考えられますか。

〈体罰を行う以前の日常的な指導〉

- 短期的な視点（その場で児童に不適切な行動を改善させる）のみではなく、長期的な視点（自らが適切に判断し、行動できる児童を育てる）により、指導する。
- 指導内容等を報告・相談するなど担任等と連携し、その児童の行為の要因や背景等を踏まえた指導を進める。

〈体罰を行った場面の指導〉

- 当該児童が指導されている事由を理解し、行動改善を図るように、適切な言葉と方法により指導する。

3 この事例のような体罰を防止するために、学校の取組や組織的な対応という視点で、どのような取組が考えられますか。

- 不適切な指導や体罰等について、教職員の正しい理解を図る研修等を計画的に実施する。
- 保護者や地域の方々が授業等を参観する機会を積極的に設ける。（開かれた学校づくり）
- 児童の人権を侵害するような不適切な言動を含めて、体罰等に対して相互に注意、報告し合えるような職場づくりを進める。

事例5 「生徒指導等の場面における体罰」(中学校・高等学校)

※以下の進行手順や内容等は、各学校の研修時間等に応じて、調整してください。

1 導入

- 昨年度の体罰の調査結果によると、中学校及び高等学校における体罰のうち、部活動中及び授業中の体罰が6割程度と多く発生していますが、生徒指導等の場面における体罰事案も報告されています。
- 本日は、生徒指導等の場面における体罰事例を資料として、生徒指導等の場面で起こりうる体罰の要因、適切な指導方法、教職員の協力体制等について研修を行います。
- 「どのような理由でも体罰は許されないこと」や「体罰のない学校づくりに必要な組織体制」を意識して研修に取り組みましょう。
- はじめに、事例について各先生でお考えいただき、続いて各グループで話し合い、最後に、いくつかのグループから話し合いの内容を発表していただきます。

【留意点】

- 体罰のない学校づくりへ向けて、教職員の意識を高め、体罰及び不適切な指導を未然に防止することをねらいとしています。
- 研修では、積極的な協議により、よりよい指導を考えていくことが大切です。進行役は話し合いが活発に行われるように支援してください。

2 展開

- (1) 事例読み上げ(進行役)
- (2) 各自が設問について考え、記入
- (3) グループ内の協議
- (4) グループの意見等を発表(2~3グループ)
- (5) 振り返り ※以下の【重要】、【参考】及び別紙資料「体罰に関する法令、参考資料等」参照

【重要】

- 体罰のない学校づくりには、以下の点が必要であることを確認する。
 - ・体罰は、どんな場面でも、いかなる理由でも許されないことを教職員一人ひとりが認識すること
 - ・職場全体の協力体制と教員相互に相談できる体制づくりが重要であること
 - ・万一、体罰を行ったり、体罰の発生を確認した場合、管理職等に速やかに報告するなど、適切な対応をとること

【参考】

- 生徒指導等の場面における体罰が発生する要因等として、以下のようなことが考えられます。(体罰の実態把握に係る緊急連絡会議 [H25. 10. 3: 文科省] 資料より)
 - ・教職員が抱えている日常的感情(指導への行き詰まり、あせり、気負い)
 - ・教職員の瞬間的感情(指導の場面で教員の感情が高まっている状況で、生徒の態度(反抗する、不満そうな表情をする、等)により教員がセルフコントロールを失う)
 - ・教員が一人で指導する状況(別室での指導等)
 - ・指導環境の変化(異動により、前任校との指導方法等の変化に対応できない)
 - ・教員の誤った認識(「生徒の成長のため」「体罰により生徒の行動が改善されたという過去の誤った経験」等)
- 日頃からの定期的なアンケートや教育相談の実施、チェックリスト(「体罰の根絶に向けて(県教委)」p11)による指導の確認等も体罰の防止や把握に効果的です。

事例5 「生徒指導等の場面における体罰」（中学校・高等学校）

M教諭は、生徒指導の担当を長年務め、生徒の行動や身なり等について、日頃から厳しく指導していた。多くの生徒はM教諭の指導に素直に従っていたことや、保護者から指導に対して感謝の言葉をかけられることもあり、自信を持って生徒指導に取り組んでいた。

ある日の放課後、M教諭は、校内での使用を禁止されている携帯電話を教室で使用している3名の生徒を見かけ、注意した。3名の生徒のうち、2名は素直に従ったが、生徒Nは使っていた携帯電話を隠し、「自分は使ってない」と、使用していたことを認めなかった。生徒Nが以前に別の内容で指導された際、ごまかしたり、素直に従わないことが数回あったため、M教諭は生徒Nを個別に指導しようと考え、生徒Nを相談室に連れて行った。

相談室において、M教諭はひとりで生徒Nを指導していた。生徒Nは携帯電話を使用していたことを全く認めず、M教諭の指導に対して、「しつこい」「うざい」といった発言を繰り返した。さらに、反抗的な態度をとったため、M教諭が「その態度は、なんだ」と大声で叱ると、生徒Nが大きなため息をついて、不満そうな態度を見せた。その態度にカッとなったM教諭が、生徒Nの胸ぐらをつかみ、押した際、生徒Nは椅子に座ったまま後ろに倒れ、後頭部から出血する負傷を負った。

〔全国の事例を参考に作成〕

1 M教諭が体罰を行った要因として、どのようなことが考えられますか。

--

2 この事例の場合、体罰によらない適切な指導として、どのような指導を行うべきであったと考えられますか。

〈体罰を行う以前の日常的な指導〉
〈体罰を行った場面の指導〉

3 この事例のような体罰を防止するために、学校の取組や組織的な対応という視点で、どのような取組が考えられますか。

--

事例5 「生徒指導等の場面における体罰」グループ協議例

M教諭は、生徒指導の担当を長年務め、生徒の行動や身なり等について、日頃から厳しく指導していた。多くの生徒はM教諭の指導に素直に従っていたことや、保護者から指導に対して感謝の言葉をかけられることもあり、自信を持って生徒指導に取り組んでいた。

ある日の放課後、M教諭は、校内での使用を禁止されている携帯電話を教室で使用している3名の生徒を見かけ、注意した。3名の生徒のうち、2名は素直に従ったが、生徒Nは使っていた携帯電話を隠し、「自分は使ってない」と、使用していたことを認めなかった。生徒Nが以前に別の内容で指導された際、ごまかしたり、素直に従わないことが数回あったため、M教諭は生徒Nを個別に指導しようと考え、生徒Nを相談室に連れて行った。

相談室において、M教諭はひとりで生徒Nを指導していた。生徒Nは携帯電話を使用していたことを全く認めず、M教諭の指導に対して、「しつこい」「うざい」といった発言を繰り返した。さらに、反抗的な態度をとったため、M教諭が「その態度は、なんだ」と大声で叱ると、生徒Nが大きなため息をついて、不満そうな態度を見せた。その態度にカッとなったM教諭が、生徒Nの胸ぐらをつかみ、押した際、生徒Nは椅子に座ったまま後ろに倒れ、後頭部から出血する負傷を負った。

〔全国の事例を参考に作成〕

1 M教諭が体罰を行った要因として、どのようなことが考えられますか。

- 相談室において、指導に素直に従わない生徒Nに対して、M教諭がひとりで指導したこと。
- 多くの生徒はM教諭の指導に従っており、また、M教諭の指導に感謝していた保護者もいたことなどから、自らの指導方法等について、日常的に振り返る意識が低下していたこと。

2 この事例の場合、体罰によらない適切な指導として、どのような指導を行うべきであったと考えられますか。

〈体罰を行う以前の日常的な指導〉

- 以前、指導に対して生徒Nが素直に従わなかった際、担任など関係教員と連携し、本人及び保護者との面談を実施するなど、保護者とも連携して指導する。

〈体罰を行った場面の指導〉

- 生徒Nが指導に従わない場面で、担任など関係教員と連携し、複数の教員で指導する。

3 この事例のような体罰を防止するために、学校の取組や組織的な対応という視点で、どのような取組が考えられますか。

- 校則などの規定に係る指導基準や指導手順等について、事前に生徒及び保護者に周知する。
- 生徒指導力向上に係る校内研修等を計画的に実施するとともに、生徒が指導に従わない場合の対応等について、日頃から教職員の共通理解を図る。
- 学年主任や生徒指導主任を含めて、お互いの指導方法等について、相互に意見を交換し合える職場環境づくりを進めるとともに、組織的な指導体制を整備する。

体罰に関する法令、参考資料等

1 体罰に関する法令

○ 学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

「懲戒」：①法的効果を伴う懲戒（退学、停学、訓告等）・・・校長が行う
②事実行為としての懲戒（訓戒、叱責、起立、罰当番等）

○ 学校教育法施行規則

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に
応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。 *第2項以下省略

2 文部科学省「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)H25.3.13」 一部抜粋

○体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

○教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

○学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。

○教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

○部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

※上記通知の別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」も参照

3 体罰の防止に関連する考え方

学校における生徒指導といえば、ともすれば表面に現れた問題行動や不登校への対応等、対症療法的な面のみが強調されがちである。

しかし、問題行動等は、児童生徒とその生活環境との間での様々な葛藤から生じる「心の問題」である。

したがって、生徒指導に当たる教職員は、表面的に現れた問題行動等にとらわれることなく、児童生徒の内面や心にしっかり意識を向けるとともに、日ごろから、一人ひとりの児童生徒のよさを評価、理解し、児童生徒自身がそのよさに気付き、それを伸ばしていくことができるような開発的・予防的な指導・支援を重視することが大切である。

(「よりよい生徒指導に向けて(山口県教育委員会)」P2)

形だけの指導や叱責・罰則などによって問題となる行動が抑制されているという状態にとどまっているだけでは、十分な教育を行ったとは言えません。あくまでも、児童生徒が、自らの欲求を大切にしつつ、社会との調和を図りながら、自らの人格の完成を自ら求め、自己実現を図っていけるような資質や能力をはぐくんでいくことが、教育に課せられた大きな課題なのです。

(「生徒指導提要(文部科学省)」P10)

個性や人格と言われるものは、極めて複雑な構成を持ち、その表れ方も多様です。実際の生徒指導では一人一人の行動傾向、すなわち行動に際してどのような判断力のレベルにあるのか、感情の動きはどうか、意志の強さや弱さはどのようなものであるかをとらえて指導に当たることが多いのですが、そうした知・情・意の働きの事実を知るだけではなく、その背景となる様々な事実をできるだけ多角的・多面的かつ正確に知ることが必要です。

そのため、児童生徒を理解するため特に重要と思われるものは、能力の問題、性格的な特徴、興味、要求、悩み、交友関係、生育歴、環境条件などです。

(「生徒指導提要(文部科学省)」P41)

4 関連資料等

- 「STOP!! 体罰」(平成19年4月改訂)
- 「不祥事の根絶のために(基礎知識編、事例編)」(平成23年4月)
- 「よりよい生徒指導に向けて」(平成23年3月改訂)
- 市町教委、県立学校あて「体罰等の防止に係る指導の徹底について(通知)」(H25.1.10)
- 研修資料「体罰の根絶に向けて～よりよい生徒指導のために～」(平成25年2月)
- 市町教委、県立学校あて「体罰等の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(H25.3.18)
- 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」(平成25年5月)
- 市町教委、県立学校あて「体罰のない学校づくりに向けた取組について」(H25.9.12)